

令和7年度

コラボレーションツール等導入委託業務
公募型プロポーザル募集要領

令和7年3月

中津市 情報デジタル推進課

1. 趣旨

本市は、行政サービス高度化プラン及び定員適正化計画を着実に推進するため、社会情勢の変化に対応した職員のデジタル環境の再構築や生産性向上、並びに労務環境改善等の課題解決に取り組む必要がある。加えて、従来の慣習に捉われず、新たな価値を創出し提供するため、生成AIやノーコードツールの活用や、職員のワークスタイル変革を推進する。本要領は、当該コラボレーションツール等導入委託業務におけるグループウェア等の導入に際し、公募型プロポーザル方式により最適な受託候補者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

a. 業務の名称

コラボレーションツール等導入委託業務

b. 業務場所

中津市役所地内 他別途協議の上、本市が指定する場所

c. 業務内容

別添「コラボレーションツール等導入委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

d. 導入スケジュール

i. 役務契約期間

業務委託契約締結の日から令和7年12月31日まで。

ii. ライセンス契約期間

令和7年7月1日から令和12年6月30日まで

e. 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約

f. 提案上限額

i. ライセンス 157,872,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

ii. 役務 12,774,300円(消費税及び地方消費税を含む。)

ライセンスについては60カ月分を含めた金額で提案上限額に収まること。

g. 支払い方法

i. 役務費用については、役務契約期間終了時に検収を行い一括で支払う。

ii. ライセンス費用については、毎月当月分の使用料を支払う。

3. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する提案者は下記全ての要件を満たすものとする。

- a. 法人格を有している者であること。
- b. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく、当市の競争入札参加制限を受けていない者であること。
- c. この公募型プロポーザル実施の公告の日から、契約締結の日までにおいて、当市、国又は他の地方公共団体から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- d. この公募型プロポーザルにおけるプレゼンテーション実施日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- e. 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- f. 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から6年を経過しない者の統制下でない事業者であること。
- g. 国税、地方税を滞納していない者。
- h. 過去2年以内に地方公共団体へ提案するGoogleWorkspaceを導入した実績があること。
- i. 本業務委託に関わる全ての事業者（以下、構成事業者とする）はプライバシーマークまたはISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得していること。
- j. 複数の事業者による共同提案を行う場合、次の要件を満たすこと。
 - i. 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者を代表事業者に定め、本市への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。
 - ii. 構成事業者全てが、法人格を有していること。
 - iii. 構成事業者は、その他の提案者及び共同提案体を構成するものとなることはできない。
 - iv. 参加申込の際に協定書（任意様式）及び業務分担を確認できる実施体制表（任意様式）を必ず提出すること。

4. 選定基準及び方法

a. 選定基準

別表評価表のとおり

b. 選定方法

「コラボレーションツール等導入業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会は提出書類等及びプレゼンテーション並びに質疑応答の内容を評価し、交渉権第1位の事業者を選定するものとする。

なお、一定の選定基準に達しない場合は事業者を選定しない場合がある。

c. 選定内容

- i. 選定委員会において、別表に定める評価表に基づき審査し評価点の最も高い者を交渉権第1位の事業者として1者選定する。
- ii. 評価点の最高得点者が複数となった場合はくじ引きを実施し、交渉権第1位の事業者を1者選定する。
- iii. プレゼンテーションに参加できない事業者は選定対象から除外する。

d. 選定結果通知

選定結果は、審査後に市ホームページにて、交渉権第1位に選定された事業者名及び全参加事業者の評価点を掲載するものとする。

なお、審査内容については、いかなる方法による問合せにも応じない。

e. その他

選定結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

5. 選考日程

内容	期間等
公募開始	令和7年3月25日(火)
質問受付	令和7年3月25日(火)～4月4日(金)
質問に対する回答	質問受付期間中に随時回答
参加申込	令和7年3月25日(火)～4月9日(水)
参加資格書類審査	令和7年4月10日(木)～4月11日(金)
参加資格審査結果通知	令和7年4月11日(金)
企画提案書提出	令和7年4月14日(月)～4月18日(金)
プレゼンテーション	令和7年4月22日(火)
選定結果通知	令和7年4月下旬
業務仕様協議及び見積書提出	令和7年4月下旬
契約締結	令和7年5月初旬

6. 質問の受付及び回答

- a. 質問受付期限
令和7年4月4日(金)16時まで
- b. 提出方法
提出先フォーム：<https://logofom.jp/form/GEJZ/955459>
- c. 回答
回答は、質問受付期間中に応募者全てに対して電子メールにて行う。

7. 参加申込書の提出

- a. 提出期限
令和7年4月9日(水)16時まで
- b. 提出方法
申込先フォーム：<https://logofom.jp/form/GEJZ/955430>
- c. 指定書類
上記申込フォームにて、下記該当の有無を選択し、該当する場合は指定書類を提出すること。提出方法は、申込後に別途通知する指定ドライブへのファイルアップロードとする。
 - i. 複数の事業者による共同提案
 - 1. 協定書（任意様式）
 - 2. 業務分担を確認できる実施体制（任意様式）
 - ii. 中津市の登録業者でない場合
 - 1. 印鑑（登録）証明書（申込日から3箇月以内のもの）
 - 2. 現在事項全部証明書（申込日から3箇月以内のもの）
 - 3. 納税証明書その3の3（申込日から3箇月以内のもの）
 - 4. 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）の写し」（過去2箇年分）

8. 参加資格審査結果通知

参加資格審査結果は、令和7年4月11日(金)17時までに、「参加資格審査結果通知」を電子メールにて通知する。なお、本通知により参加資格を有することが認められた場合に限り、当該プロポーザルに参加することができる。

9. 企画提案書の提出

- a. 提出受付期間
令和7年4月14日(月)～4月18日(金)16時
- b. 提出先及び提出書類

下記書類を参加申込時に共有した提出先フォルダ（指定ドライブ）にPDFファイルで格納。

- i. 企画提案書（任意様式、30ページ以内、構成は下表参照）
- ii. 見積書（様式第1号）及び積算内訳書（様式任意）
- iii. 誓約書（様式第2号）
- iv. プレゼンテーション出席届出書（様式第3号）
- v. 役務要件一覧表
- vi. Google Workspace、ChromeOSに関する資格保有に関する確認書類（自由様式：構成事業者含めて資格別に人数を記載）
- vii. プライバシーマークまたはISMS認定に関する確認書類（自由様式：構成事業者毎に認定元からの保有証跡となる資料を提示）

※指定様式は、市ホームページからダウンロード可能です。

<企画提案書の構成>

表紙	法人の名称、担当者名及び電話番号等連絡先を明記
企画提案	<p>仕様書に沿って事業の趣旨を踏まえ、下記項目を記載し、順序に沿って具体的に提案すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法人の概要、本事業へ提案した動機 ● 提案内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 各フェーズ（要件定義、構築、移行等）に関する作業内容を示すこと ○ その他、導入計画における独自提案 ○ 納品物を一覧にして概要を記すこと ○ 支払い方法に関して概要を記すこと ● アピールポイント ● 追加提案 <p>例として以下のような事を提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DX推進を目的に本市の業務課題を1つ以上想定し、Google Workspaceを活用した解決策を費用と共に提案すること。 （職員や住民がスマートフォンでも利用できる形態が望ましい。） ○ その他、システム管理者の稼働削減に繋がる提案や、Google Workspaceの習熟・活用促進に繋がる提案があれば費用と共に提案すること。

スケジュール	業務執行スケジュールを具体的に記載すること
業務実施体制	本業務の実施体制を記載した体系図（責任者 / 人員配置等）を記載すること。導入支援体制（研修含む）と運用支援体制についてそれぞれ記載すること。
過去実績等	過去に類似業務の実績があれば記載すること

<役務要件一覧表に記載すべき内容>

役務要件一覧表に示す機能について、対応の可否を記号で記入すること。
各要件について、前提条件、制約等があれば併せて記入すること。

c. その他

- i. 企画提案書の作成に係る経費は、提案者の負担とする。
- ii. 提出後は、いずれの書類も修正・差替え等はできない。
ただし、担当部署が補正を求めた場合は、この限りではない。
- iii. 提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

10. プレゼンテーション

a. 日時

令和7年4月22日(火)（提案事業者に別途通知）

b. 会場

中津市役所 本庁舎 会議室（提案事業者に別途通知）

c. 出席者

各事業者 4名以内

（責任者は現地参加を必須とし、その他の者はオンライン参加可）

d. 持ち時間

- i. プレゼンテーション 20分以内（時間内に提案書の説明）
- ii. 質疑応答 10分以内

e. 使用機器

50型モニター及びホワイトボード、電源は当市が用意する。その他必要な機器については提案事業者が用意する。

11. 業務仕様協議及び見積書提出

選定結果通知後に、当市は交渉権第1位に選定された事業者と随意契約に向けた本業務の詳細な内容及び価格等の交渉を行うこととする。交渉権第1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は交渉権第1位に選定された事業者が「12.参加事業者の失格」に該当することが判明した場合は、評価点の高い事業者の順に同様の手続きを行うものとする。

12. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- a. 「3.参加資格」を満たさなくなった場合
- b. 「9.企画提案書の提出」の提出期限後に提出書類が提出された場合
- c. 提出書類に虚偽の記載があった場合
- d. 審査の公平性を害する行為があった場合
- e. 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合

13. その他留意事項

- a. 当該プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- b. 提出書類は、提出期限後の差替え、追加、再提出又は撤回は一切認めない。
- c. 提出書類の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利をいう。）は、参加事業者が以前より著作権を有するものについては参加事業者に帰属するものとする。ただし、当市が当該プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- d. 提出書類は返却しないものとする。
- e. 当該プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、中津市情報公開条例（平成元年条例第35号）に基づき提出書類を公開することがある。
- f. 当該要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、中津市契約規則等関係法令等の定めるところによるものとする。
- g. 当該プロポーザルにおける見積及び契約の手続きにおいて、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- h. 当該業務委託の契約については、業務ごとに契約書の作成を必要とする。
- i. 契約担当者は選定決定後、契約締結までの間に交渉権第1位の事業者が「3.参加資格」を満たさなくなった場合には、選定決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。この場合、契約担当者は選定決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- j. 契約担当者は、契約締結後において、交渉権第1位の事業者が「3.参加資格」を満たさなくなった場合には、契約の解除を行うことができるものとする。
- k. 参加申込事業者及び提案事業者はプレゼンテーション実施後、当該業務委託の参加要件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- l. その他不明な点は、「14.担当部署及び問い合わせ先」まで照会のこと。

14. 担当部署及び問い合わせ先

〒871-8501 中津市豊田町14番地3

中津市役所 企画市民環境部 情報デジタル推進課 担当：和田・城戸

電話 0979-22-1114（直通）

E-mail jouhou@city.nakatsu.lg.jp